

内閣官房長官

菅 義 偉 殿

一般社団法人日本新聞協会

編集委員会

代表幹事 井 口 文 彦

小型無人機（ドローン）等の緊急安全対策立法化に対する意見

昨年12月20日に発表された「小型無人機等に係る緊急安全対策に関する報告書」に基づき、政府は今年の通常国会に関連法案提出の準備を進めていますが、テロ対策の一つとして検討している小型無人機（ドローン）等の防衛施設周辺上空の飛行禁止措置は、報道機関による自衛隊および米軍等への取材活動を大きく制限し、国民の知る権利を著しく侵害するものであり、当協会としては立法化に強く反対します。

今年のラグビーW杯、来年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、ドローン等を使用したテロ行為等を未然に防ぎ、国民の安心・安全に資するために立法化する必要性は十分に理解できます。一方で、報道機関は事件や事故、災害、スポーツ競技等において、取材ツールとしてドローンを活用しております。今後、ドローン技術の進展に伴い、報道機関での活用はさらに拡大していくものと思われまます。今回の立法化措置は、身元が明確でテロ行為を行わない報道機関のドローンを一般のドローンと区別せず、一律に規制するものであり、適用の仕方によっては、取材活動に大きな影響を与えることとなります。

ラグビーW杯・五輪等の大会会場等ならびに関連する主要空港周辺地域上空の飛行については暫定的な措置で、会場等においては報道機関の例外措置がとられる旨を示し、一定の評価ができます。しかし、防衛施設については自衛隊施設や米軍の施設・区域にまで禁止区域が広がり、しかも自衛隊員に排除措置の権限が付与されます。またラグビーW杯や五輪と違い、恒久法であり、その時々防衛大臣の恣意的な判断および施設ごとに担当者が異なる自衛隊員の拡大解釈等により飛行禁止区域が不適切に拡大し、また不当な取り締まりが行われることが懸念されます。特に、国内法が適用されない米軍への取材活動は大きく制約され、当局の発表に関する真偽の検証もできなくなる恐れが強く、国民の知る権利が大きく損なわれることとなります。併せて、今回の規制強化が今後のドローン産業発展の妨げとなる可能性も大きく、結果として国民の利益を損なうことにもなります。

当協会が懸念する主な点は別紙のとおりです。行き過ぎたテロ対策によって取材・報道の自由が阻害されることのないよう求めます。

以 上

(別紙)

「小型無人機等に係る緊急安全対策に関する報告書」に関する 取材・報道上の主な懸念事項

1. 報告書全体に関して

報道機関は有人機による取材が困難な場合にもドローンを活用することで、国民の知る権利に応え、迅速かつ正確に状況を把握し、重要な情報を素早く国民に提供する。ドローン飛行規制の強化により取材の制約が広がれば、当局にとって都合の悪い情報が隠ぺいされることにつながりかねない。報道機関による航空取材は長い歴史を持ち、その意義は広く社会に浸透しているが、今回のドローン規制を皮切りに有人取材機に対する飛行制限が広がり、上記報道機関の責務が果たせなくなることも危惧する。

国民の自由を制約する立法は技術動向を踏まえながら慎重に行うべきである。ドローンによるテロは、ドローンの身元を明示する技術によって防止できるが、報告書が示す立法方針は今後の技術発展に柔軟に対応する視点が不十分である。

2. ラグビーW杯、東京オリンピック・パラリンピックに関して

両大会は国民の関心が非常に高く、報道機関にはこれに応える責務があり、報告書がメディアに対する例外措置を示したことは一定の評価ができる。

しかし、会場周辺地域で突発的な事件・事故が起きた場合など、迅速な取材対応が阻害される懸念が残る。さらに、競技会場の特性に応じ、あるいは競技の準備期間を含め、飛行禁止の空域・期間は必要最小限とするべきである。

3. 防衛施設に関して

安全保障問題や自衛隊・在日米軍の活動・事故等は、国民の関心が極めて高く、報道機関はこれに応える責務がある。報告書における対象防衛施設の定義は不明瞭であり、基地等から離れた米軍機・自衛隊機の墜落事故現場等や、職員住宅や地方連絡部といった部隊活動に直接関わらない施設、あるいは演習場内等の単なる山林等も含めて指定する懸念がある。

この点で、小型無人機等飛行禁止法が「おおむね三百メートルの地域」という広い飛行禁止区域を設けていることとあいまって、防衛関係、あるいは周辺地域における事件・事故や地域活動を含め、取材活動を不当に制限することにつながる恐れが強い。

万一、当協会の反対にかかわらず今回の立法を行うとしても、報道機関は禁止対象外とするとともに、施設指定は必要最小限にとどめ、指定に関する異議申し立ての手続き、見直し要望の受付窓口を設けるべきである。

内閣官房小型無人機等対策推進室からは、公的機関である対象施設管理者においては公

公共の関心に基づく正当な取材目的のドローン飛行は同意する原則が制度の前提である旨の説明を受けている。しかし、その前提は制度上明文化されておらず、公的機関が合理的な理由なく飛行同意を拒否する恐れがある。当協会の検討においても、小型無人機等飛行禁止法とは直接関わらないが、公的機関が不可解な飛行同意拒否を行った例が報告されている。さらに、施設指定により周辺地域の民間地権者も飛行同意を萎縮する悪影響が懸念される。

加えて、自衛隊の基地・演習場等は全国に散在しており面積も広大で、例えば指定施設周辺で自治体や住民のイベントなどが開催され、それをドローンで取材しようとしても施設周辺であることを理由に制限・禁止されたり、ひいては主催者もドローンを活用したイベントの開催・実施が困難になったりするなど、報道分野にとどまらず各方面に大きな弊害が出るのが予想される。自衛官への排除措置権限の付与についても、施設の担当者による解釈の差や不当な取り締まりが懸念される。そのうえ、原則として日本の法令の適用を受けない在日米軍が、法令に明文化されてもいない上記前提を受け入れるかについては強い疑問を抱かざるを得ない。在日米軍がこれを受け入れないまま対象施設に指定されれば、国民の知る権利に応える報道機関の責務遂行に甚大な悪影響が及ぶことになる。さらに、基地の外における事故等に関する在日米軍の対応は大きな論議があるうえ、在日米軍施設に関する排除措置等の権限付与の具体像についても報告書の記載は不明瞭であり、強い懸念がある。今回の立法を行う場合にも、在日米軍に関する取材・報道の自由が明確に担保されるべきである。

以上